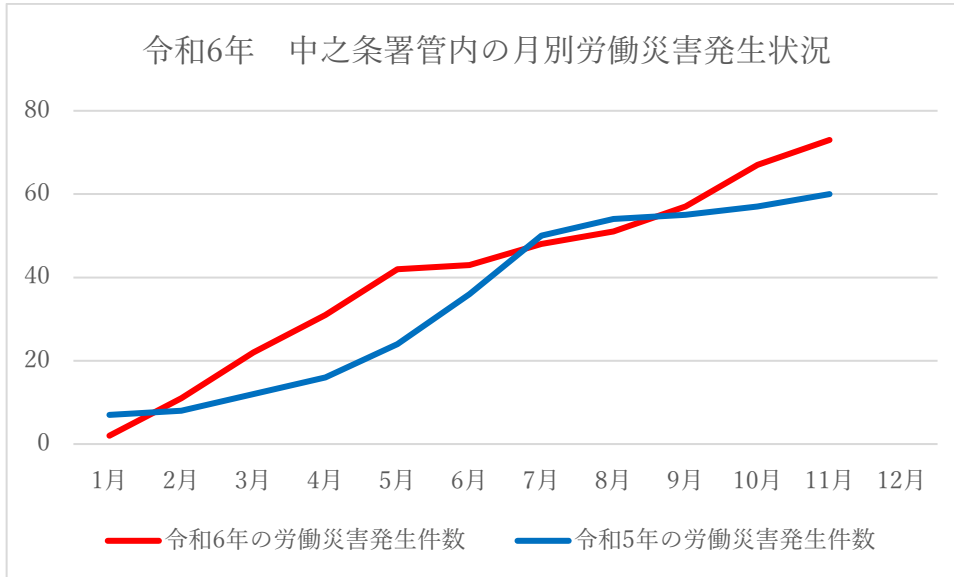


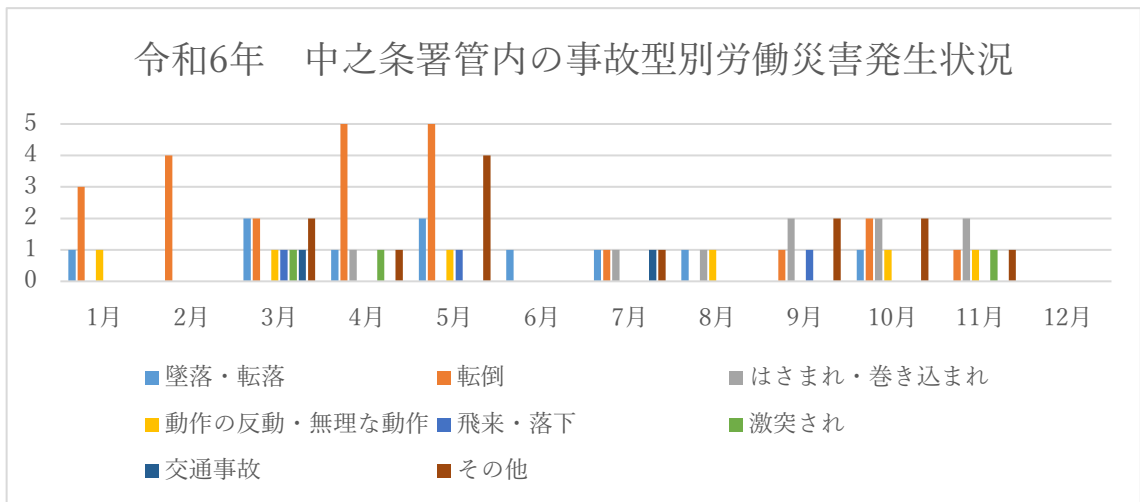
中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和6年11月）

① 令和6年11月の中之条署管内の労働災害発生状況について

令和6年11月に受理した労働者死傷病報告は6件でした。令和6年休業4日以上労災の累計値は73件であり、前年同時期の60件と比較して、増加傾向となっております。



② 発生した災害の型別について（※グラフは1月あたりの件数）

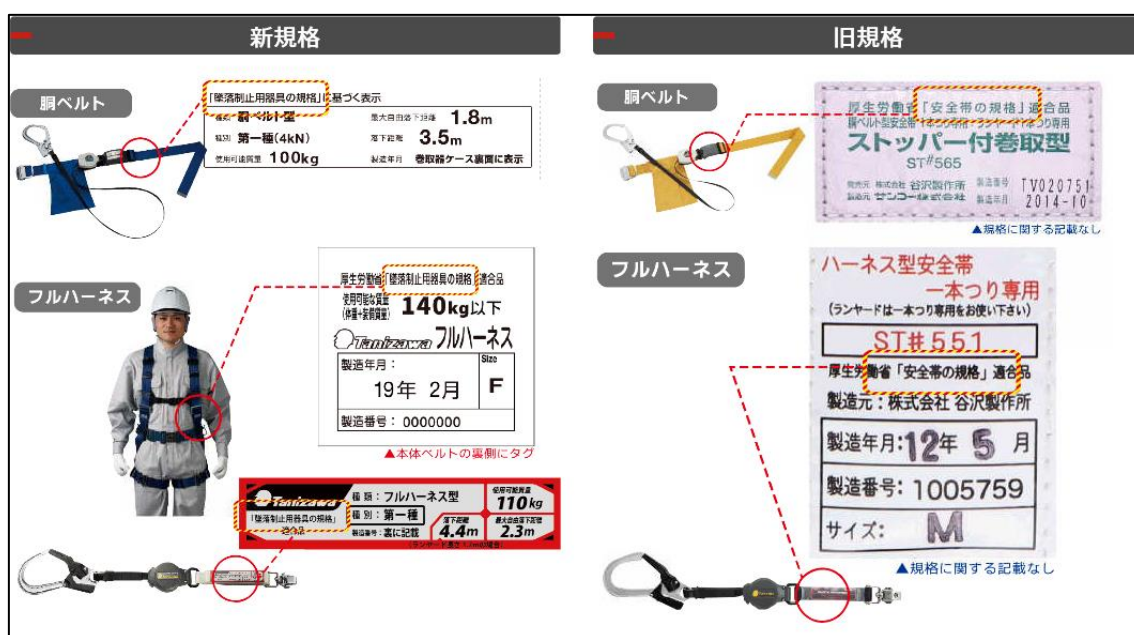


- ・11月受理分の災害型別は「はさまれ・巻き込まれ」2件、「転倒」1件、「動作の反動」1件、「激突され」1件、その他（切れ・こすれ）1件と多岐にわたっております。特に機械作業での「はさまれ・巻き込まれ」災害は重大災害になりやすいので特に注意してください。

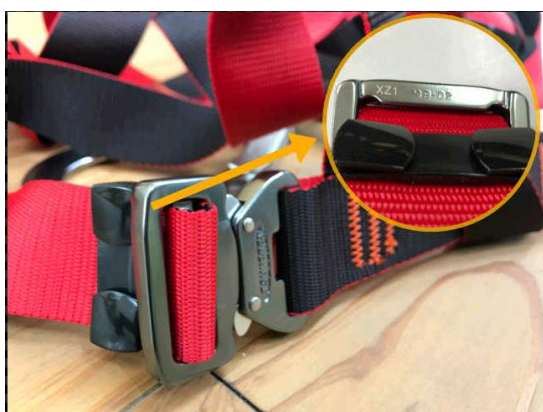
労務関係・安全衛生関係の質問・相談がありましたら、お気軽に下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

↓墜落制止用器具について胴ベルト・ハーネス問わず旧規格「安全帯」の使用が散見されます。旧規格の使用は禁止されていますので、下記を参照に現在使用しているものの中に旧規格が混在していないか「直接目視」で一度確認を行ってください。

1. タグの「製造年月日」および「適合規格の名称」を確認する。→正式名称が変わったため、旧式は「安全帯」の規格、新型は「墜落制止用器具」の規格、と書いてある。



2. 刻印から製造年月を確認する。→タグが取れたり汚損していたら、バックルの刻印を確認するほとんどのメーカーが「年一月」表記。



※ 新・旧混在で製造されていた期間 (2018年1月～2019年7月の1年6カ月間) の製品については、刻印の製造年月のみでは判別できない。タグの表記や製造メーカーへの問い合わせで確認すること。



中之条労働基準監督署 ☎0279-75-3034

所在地: 吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1

ひと、くらし、
みらいのために